

山戸田区民会規約

(目的)

第1条 本会は、山戸田地区に暮らす住民がお互いに知恵を出し合い、協力し合って、住民自らが地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力にあふれる元気な地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、山戸田区民会とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、山戸田中央集会所（伊達市霊山町山戸田字宮下1番地）におく。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地区の特性を生かし、地区の課題を解決するための事業
- (2) 交通安全、防犯および防災に関する事業
- (3) 高齢者福祉等の地区住民の福祉に寄与する事業
- (4) 健康づくりに関する事業
- (5) 生涯学習に関する事業
- (6) 環境に関する事業
- (7) 児童および青少年の健全育成に関する事業
- (8) その他、地区の発展に寄与する事業

(構成)

第5条 本会は、山戸田地区に居住する人、および山戸田地区で事業を実施する個人もしくは法人、または山戸田地区で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 幹事若干名（専門部会会長との兼務を可能とする）
 - (4) 専門部会長4名
 - (5) 監事2名
 - (6) 事務局長1名
 - (7) 事務局員若干名
 - (8) 会計2名（会計部長・会計副部長）
- 2 会長、副会長および監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。
 - 3 幹事は、各専門部の会長および各構成団体の代表とする。
 - 4 専門部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。

- 5、事務局長は、総会の承認を得て、会長が任命する。
- 6、事務局員は、会の運営、継続性を考慮し、役員会で選出し会長が任命する。
- 7、会計は、役員会で選出し会長が任命する。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、区民会の運営を補佐する。
- 4 専門部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。
- 5 監事は、本会の事業および会計の執行状況を監査し、総会に報告する。
- 6 事務局長は、本会の運営および事務全般を総括する。
- 7 事務局員は、事務局長を補佐する。

(役員の任期)

第8条 役員および専門部会長の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員および専門部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報奨金)

第9条 役員および専門部会長にたいして、報奨金を支払うことができる。

- 2 報奨金の額は、別に定める。

(代議員)

第10条 代議員は、本会を構成する各行政区より2名と、各種団体より各1名選出する。

- 2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。
- 3 代議員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 補欠により各行政区および各種団体より選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、代議員になることができない。

(顧問)

第11条 本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会および専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、役員および代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

- 4 総会の議長は、総会において選出された役員および出席代議員の中から選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 規約の制定および改正に関すること。
 - (2) 会長、副会長および監事の承認に関すること。
 - (3) 事業計画、事業報告、予算および決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 出席者（表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要、およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、総会に付議する事項、および本会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、幹事、専門部会長、監事、事務局長、会計をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 3 運営委員会は、運営委員会を構成する運営員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(専門部会)

第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する

- (1) 総務企画部会
 - (2) 環境防災部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 女性部
- 2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。
 - 3 専門部会には、部会長および副部会長をおく。
 - 4 部会長および副部会長は、部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(幹事会)

第17条 各構成団体の連絡調整のため、各団体代表者で構成する幹事会を設置する。

2 幹事会には、会長および副会長をおく。

3 会長および副会長は、会員の中から選出する。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営および事業実施に資するために、事務局を置く。

2 事務局員は、本会の事務を処理する。

(会計)

第19条 本会の事業実施に係る、収入および支出に関する円滑な運営に資するために、会計を置く。

2 本会の運営に関する経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監事)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書、および基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類および帳簿の備え付け)

第21条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入および支出に関する証拠書類並びに帳簿等、活動に関するすべての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取り扱い)

第22条 本会が各種取り組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第23条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。